不正受給に対するお詫び

この度、弊社が受給した雇用調整助成金が不正受給に該当する可能性があると神奈川労働局より指摘を受けました。その後、神奈川労働局の詳細な説明を受けたところ弊社の申請に対する制度の理解不足と神奈川労働局の意図する申請の認識の違いに起因して、不正受給事業者と言う大変不名誉な烙印を押され、神奈川労働局のホームページおよび神奈川新聞に弊社の事業者名が公表されてしまった事は弊社の起業３２年の実績に対する信頼を大きく毀損する事となり、慚愧の念に堪えません。

ただ、申請の方法は誤りであったものの、受給した雇用調整助成金は本来の神奈川労働局の使途目的である従業員の雇用の継続の為に使わせて頂き、不正なお金は１円たりとも使用していない事は弊社の決算書に基づき神奈川労働局にも認めて頂いており、悪質ではないとして刑事事件には至っておりません。

また不正受給してしまった雇用調整助成金の一部はすでに返還済みであり、今後は神奈川労働局との折衝により全額返還計画を立てております。

弊社の関係者各位様には、多大なるご迷惑をおかけしました事、深くお詫び申し上げます。今後はこのような事のなきよう努力を重ねて参りますので、引き続きご高配を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 タカオカ
代表取締役 髙岡 秀行